

目次

■障がい者手帳について	1
■補装具・日常生活用具・自助具について	1
■情報コミュニケーションに関する割引・サービスについて	2
■日常生活の支援について	3
■医療の助成・給付について	4
■手当・年金について	6
■税金の減免について	7
■交通費の割引について	8
■自動車に関する制度について	10
■自立支援給付制度について	11
■相談について	13
■その他の制度について	13

■障がい者手帳について

身体障害者手帳の交付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能および肝臓に永続する障がいがある方は、その程度により1級～6級までの身体障害者手帳の交付が受けられます。

療育手帳の交付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

児童相談所（18歳未満）または心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい児（者）と判定された方は、療育手帳の交付が受けられます。

精神障害者保健福祉手帳の交付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。

■補装具・日常生活用具・自助具について

補装具の交付・修理

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

身体障がい者（児）及び難病患者の方に、身体の失われた部分や思うように動かすことの出来ない身体機能を補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行います。市民税課税世帯は原則1割負担（非課税世帯は自己負担なし）です。労災の適用になった方等は、労働基準監督署等にお問い合わせください。

日常生活用具の給付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

在宅で、重度の心身障がい者（児）及び難病患者の方に、日常生活を容易にするために、必要な用具の給付を行います。市民税課税世帯は原則1割負担（非課税世帯は自己負担なし）です。

自助具の給付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

所得税非課税世帯に属する在宅の重度身体障がい者の方に、日常動作を補うための入浴リフト等の用具を給付します。市民税の課税状況に応じて、自己負担があります。

小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童に、日常生活を安易にするために必要な用具の給付を行います。世帯の所得に応じて自己負担があります。障害者総合支援法などの他の同様な日常生活用具等の対象になる児童は対象外です。

情報コミュニケーションに関する割引・サービスについて

携帯電話料金割引サービス

各携帯電話会社

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話各社で基本使用料等の料金割引サービスがあります。

【問合せ】ドコモ 電話 0120-800-000

ソフトバンク 電話 0800-919-0157

au 電話 0077-7-111

NHK放送受信料の免除

障がい福祉課 72-3194

(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

下記に該当する方は、NHK放送受信料の免除が受けられます。

区 分	割引率
手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	全 額
受信契約者の世帯主が、以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none">・視覚・聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方・重度（1・2級）で身体障害者手帳をお持ちの方・重度の知的障がい者（療育手帳A判定）・重度（1級）で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	半 額

NTT番号案内の無料

NTT

(フリーダイヤル) 0120-104174

身体障害者手帳の等級が視覚障がい6級以上、上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい2級以上の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がNTTに申請すると、番号案内(104)が無料になります。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

障がい福祉課 72-3194

(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

聞こえない方で、家庭及び社会生活を営む上で支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

遠隔手話通訳

障がい福祉課 72-3194

(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

聞こえない方が、ビデオ通話機能を利用し、手話通訳者による手話通訳を受けることができます。※利用には、あらかじめ登録が必要です。

電話リレーサービス

障がい福祉課 72-3194

(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

聞こえない方に、ビデオ通話機能を利用し、手話通訳者を介して、同時双方向の通話を提供します。※利用には、あらかじめ登録が必要です。

青い鳥郵便葉書

市内各郵便局

身体障害者手帳の等級が1・2級の方、療育手帳A判定の方に対して、毎年4月1日から5月31日まで申出者1人につき20枚の青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

日常生活の支援について

配食サービス

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

自宅に訪問して夕食を手渡し、対話を通して安否の確認をします。対象者は、食事を作ることが困難である重度身体障がい者等。配達は、月曜から金曜日までの平日のみで1食あたり400円の自己負担があります。

紙おむつ給付サービス

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

常時紙おむつを使用する方に対し、紙おむつを2か月に1回給付します。対象者は、寝たきりである、3歳以上の重度身体（知的）障がい者。給付枚数には上限があります。自己負担はありません。

ふとんクリーニングサービス

高齢者支援課 72-7014
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

寝具（掛・敷ふとんなど）を洗濯、乾燥、消毒します。対象者は、寝たきりである、6歳以上の重度身体（知的）障がい者の方または65歳以上の高齢者。利用回数は、申請月に応じて最大2回まで。1回の利用につき、500円の自己負担があります。

理容サービス

高齢者支援課 72-7014
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

理容師が自宅を訪問し、散髪・顔剃りを行います。対象者は、寝たきりである、重度身体障がい者または65歳以上の高齢者。利用回数は、申請月に応じて最大3回まで。1回の利用につき、1,500円（散髪のみの場合）の自己負担があります。

除雪サービス

高齢者支援課 72-7014
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

冬期間の生活路を確保するために、玄関先から公道までの除雪をします。（車庫前等、玄関先から公道以外の範囲は対象外）

対象は、①、②のいずれかに該当する方のみで構成されており、近親者等が300m以内に居住していない世帯。

- ① 70歳以上で、介護認定で要支援1以上の認定を受けている方
- ② 重度（1級・2級）身体障がい者

市民税課税世帯に限り、1シーズンにつき3,000円の自己負担があります。

緊急通報サービス

高齢者支援課 72-7014
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

ひとり暮らしの精神的不安を解消するために、緊急通報装置を取り付け、受信センターが急病や事故などの緊急事態に対応する他、24時間相談に応じます。対象者は、70歳以上でひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等。市民税課税世帯に限り、年度につき3,000円の自己負担があります。

郵便による不在者投票

石狩市 選挙管理委員会事務局 72-3146

身体障害者手帳の等級が両下肢、体幹、移動機能の障がい者が2級以上、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がい者が1級～3級の方は、各種選挙の際、指定された投票所での投票が困難な場合、郵便で投票することが出来ます。※あらかじめ手続きをする必要があります。

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方がいる世帯は、申込多数により市営住宅への入居が抽選となる場合に、当選確率を引き上げる優遇措置が適用されます。

【問合せ】 建築住宅課市営住宅担当 電話 72-3144

公共施設の減免等

市内公共施設

障がい者手帳をお持ちの方は、公共施設の入場料等の減免を受けることができます。施設によって異なりますので、各施設の窓口にてご確認ください。

医療の助成・給付について

後期高齢者医療制度

国民健康保険課 72-3125

(厚田) 78-2886 (浜益) 79-2112

対象となる方は、75歳以上の方と65歳から74歳までの方のうち一定の障がいのある方です。

一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。

(75歳以上の方は、加入手続きは必要ありません。)

対象	年齢が65歳～74歳で以下のいずれかに該当する方 ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方 ・身体障害者手帳の等級が1～3級の方 ・身体障害者手帳の等級が4級の音声機能、言語機能、両下肢全指欠損、一下肢の下腿の1/2以上欠損、一下肢機能の著しい障がいの方 ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1、2級の方 ・療育手帳A判定、または重度と判定・診断された方			
	保険適用医療費のうち、医療機関での窓口負担割合・自己負担限度額は以下のとおりです。			
医療費負担		負担割合	負担区分	自己負担限度額
	住民税課税世帯	3割	現役Ⅰ～Ⅲ	限度額は所得区分によって異なります。
		2割	一般Ⅱ	外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月
		1割	一般Ⅰ	
住民税非課税世帯	1割	区分Ⅱ	外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月	
		区分Ⅰ	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月	
※負担区分が区分Ⅰ、Ⅱの方及び現役Ⅰ、Ⅱの方は申請すると減額認定証及び限度額適用認定証が交付されます。これを医療機関の窓口に表示すると高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 ※マイナ保険証を利用すれば、上記の申請手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 ※負担区分が区分Ⅱの方で、90日を超える入院がある場合は、食事代(標準負担額)の減額制度があります。こちらは申請が必要です。				

一定の障がいのある方に対し、医療費を助成します。助成を受けるには申請が必要です。

申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。

対象	①身体障害者手帳の等級が1・2級の方 ②身体障害者手帳の等級が3級の内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がい）の方 ③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方 ④療育手帳A判定、または重度と判定・診断された方 ※ただし、65歳以上の方は、健康保険が後期高齢者医療保険であることが条件となります。 ※所得制限があります。						
助成範囲	保険適用医療費のうち、一部負担金を超えた額を助成します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">一 部 負 担 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">住民税非課税世帯等</td> <td> 初診時のみ下記金額を負担 医科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月） </td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯</td> <td> 1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合 44,400 円/月 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※住民税課税世帯であっても、中学生以下の方の一部負担金は住民税非課税世帯と同じですが、訪問看護基本利用料の限度額は 18,000 円/月、144,000 円/年（8月～翌7月）です。</p> <p><助成対象外となるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費相当額、付加給付金相当額（国保・健康保険組合などの保険者が負担） ・健康保険の支給対象とならない費用（例：差額ベッド代・雑費（日用品代）・健康診断等） ・入院時の食事代 ・精神障がいによる受給者の入院に要した費用 	一 部 負 担 金		住民税非課税世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月）	住民税課税世帯	1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合 44,400 円/月
一 部 負 担 金							
住民税非課税世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月）						
住民税課税世帯	1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合 44,400 円/月						

自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、一般医療ですでに治ゆ（欠損治ゆ、変形治ゆ等）したと考えられている障がいに対して、日常生活上、職業上の能力が高まることが期待される場合には、指定の医療機関で治療を受けることが出来ます。原則、健康保険対象医療費の1割の自己負担があります。世帯の前年の所得にかかる市民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。

自立支援医療（精神通院）の給付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

統合失調症やてんかんのため、通院による継続した治療が必要な場合には、指定の医療機関で治療を受けることができます。原則、健康保険対象医療費の1割の自己負担があります。世帯の前年の所得にかかる市民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。

自立支援医療（育成医療）の給付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

身体に障がいのある児童が、指定医療機関での早期治療を受けることにより、生活能力を得るために必要とする入院、通院にかかる医療の給付制度です。

対象は、18歳未満の肢体不自由・視覚障がい・音声・言語・そしゃく機能障がい・心臓およびその他内部障がいのある方で、確実な治療効果が期待される児童です。原則、健康保険対象医療費の1割の自己負担があります。世帯の前年の所得にかかる市民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。

■手当・年金について

特別障害者手当

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

心身に著しい障がいを持つため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。所得制限があります。

障害児福祉手当

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

心身に重度の障がいを持つため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給します。所得制限があります。

特別児童扶養手当

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

20歳未満の重度または中度の心身に障がいのある児童を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。詳細は担当までお問い合わせください。※児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けている場合、児童福祉施設等に入所している場合は対象外となります。

児童扶養手当

子ども家庭課 72-3128
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭（ひとり親家庭）や父または母が重度の身体障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童がいる家庭に支給されます。所得制限があります。詳細は担当までお問い合わせください。

障害年金

市民課 72-3122
(厚田) 78-2886 (浜益) 79-2112

国民年金、厚生年金等各種公的年金に加入している方などが、それぞれ法に定める障がいの程度に該当する場合に、障害基礎年金、障害厚生年金等が支給されます。ただし、保険料納付状況等一定の受給要件があります。

【問合せ】障害基礎年金：石狩市 市民課 国民年金担当 電話 72-3122

障害厚生年金：札幌北年金事務所 電話 011-717-4133

※障害共済年金は、各共済組合へお問合せください。

障がいのある方の保護者が毎月一定の掛金を納付することで、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったときに、残された障がいのある方に終身年金を支給する制度です。

障がいのある方の範囲：身体障がい者（児）の1級～3級、知的障がい者（児）または、身体や精神に永続的な一定程度の障がいがあると認められる方。保護者の加入要件もあります。

■税金の減免について

税の控除

所得税・市道民税・相続税・贈与税の税制には、心身に障がいのある方（贈与税は障がい軽度の方）の控除があります。

【問合せ】 所得税・相続税・贈与税：札幌北税務署 電話 011-707-5111
市道民税：石狩市 税務課 市民税担当 電話 72-3119

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免について

障がいのある方が所有している自動車などについて、

①障がいのある方が使用している場合、②もっぱら障がいのある方などの通学や通勤などのために、生計を一にする方または単身で生活する障がいのある方などを常時介護する方が使用する場合で一定の要件にあてはまる方は、申請により自動車税等の減免を受けることができます。（障がいのある方1人につき1台に限ります）

※それぞれ対象となる障がい区分及び等級が異なります。

【問合せ】

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）

：札幌道税事務所自動車税部 電話 011-746-1194

軽自動車税（種別割）：石狩市 税務課 市民税担当 電話 72-3119

マル優制度等

各金融機関

少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度。障害者手帳の交付を受けている方、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方などは元本または額面350万円を限度に利子等が非課税になります。

■交通費の割引について

第1種身体障がい者：身体障害者手帳の等級が下記に該当する方

障がいの区分		障がいの程度			
視覚障がい		1～3級、4級の1			
聴覚障がい		2、3級			
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2			
	下肢不自由	1、2級、3級の1			
	体幹不自由	1～3級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障がい</td> <td>1、2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>移動機能障がい</td> <td>1～3級（1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）</td> </tr> </table>	上肢機能障がい	1、2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	移動機能障がい
上肢機能障がい	1、2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）				
移動機能障がい	1～3級（1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）				
内部障がい	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障がい	1級、3～4級			
	ぼうこう又は直腸機能障がい	1、3級			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がい	1～4級			

第2種身体障がい者：第1種身体障がい者以外の方

第1種知的障がい者：療育手帳A判定の方

第2種知的障がい者：療育手帳B判定の方

JR旅客運賃の割引

障がいのある方に対し、JRの運賃が割引されますので乗車券を購入する時に、手帳を提示してください。

割引対象者	種類	区間	割引率
<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障がい者と介護者 第1種知的障がい者と介護者 	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	全線	5割
<ul style="list-style-type: none"> 第1種、12歳未満の第2種身体障がい者と介護者 第1種、12歳未満の第2種知的障がい者と介護者 	定期乗車券		
介護者のいない場合 <ul style="list-style-type: none"> 第1種、第2種身体障がい者 第1種、第2種知的障がい者 	普通乗車券	片道101キロ以上利用の場合	

※一部の交通系ICカードについても、割引の対象となる場合がございます。詳しくは、JR北海道の窓口へお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方とその介護者の方は、手帳を提示するとバスの運賃が5割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方への割引については、各バス会社へお問合せください。

タクシー料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方は、手帳を提示するとタクシー料金が1割引になります。※地域によっては受けられない場合もあります。

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方への割引については、各タクシー会社へお問合せください。

地下鉄料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、地下鉄料金が割引になります。券売機で福祉料金のきっぷを購入して乗車してください。※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方およびその介護人の方は、福祉割引SAPICAも利用可能です。詳しくは、地下鉄駅窓口へお問合せください。

航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、定期航空路線の国内線を利用する場合に、運賃の割引があります。※割引率等の詳細については、各航空会社にお問合せください。

福祉タクシー利用券の交付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

身体障害者手帳の等級が1級、2級に該当する、視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がいの方、または療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方で、市内に6ヶ月以上居住している方に利用券を交付します。申請する月で枚数が変わります。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

福祉利用割引券の交付

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

身体障害者手帳の等級が1級、2級の方、または療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級、2級の方で、市内に6ヶ月以上居住している方に、社会参加の促進と健康増進を目的に福祉利用割引券を交付します。指定の交通機関や施設の利用料などの割引に利用できます。

交付時期：すでに対象となっている方は毎年4月に交付します。

新たに対象となる方は、その月に申請用紙を送付します。

腎臓機能障害者交通費の助成

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

腎臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受け、病院に人工透析療法のため、通院されている方の通院交通費に対して助成します。距離・所得に応じて支給額が変わります。

精神障害者地域活動支援センター等通所交通費の助成

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

地域活動支援センターに通う精神障がい者の交通費の一部を助成します。

障がい者就労交通費の助成

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

福祉的就労事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）に通所する交通費の一部を助成します（公共機関の運賃割引が適用にならない場合に限りです）。

■自動車に関する制度について

有料道路通行料金の割引

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、あるいは第1種の身体障がい者または第1種の知的障がい者の方が同乗し介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が5割引となります。事前に申請が必要です。

対象車両は障がい者1人につき1台です。

この他、事前に登録していない車（知人の車、レンタカー、車検時等の代車、タクシー〈第1種のみ〉、福祉有償運送車両〈第1種のみ〉）なども一定の要件のもとで割引が受けられます。要件等については、下記までお問合せ下さい。

東日本高速道路（株）NEXCO 東日本お客様センター（0570-024-024）
ホムア-ツ：https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/
※すでに自動車登録をしている場合は、上記登録外の車に乗るための新たな手続きは不要です。

※自動車を所持していない場合も、割引の事前登録は必要です。

【申請手続き】

1. 窓口で手続きする方法

市（福祉事務所）町村で身体障害者及び療育手帳に割引登録の申請を行う。

2. オンライン申請（ETC利用登録者のみ対象）

オンライン申請受付サイト：<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請される場合、市町村窓口を訪れる必要はありません。

【申請に必要なもの】

1. 自動車の登録を行う場合

身体障害者手帳または療育手帳、運転免許証、車検証

※ETCを利用される方はETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

※電子車検証（A6サイズ）をお持ちの方は、「自動車検査証記録事項」もご持参下さい。

2. 自動車を所有しておらず、割引登録のみ行う場合

身体障害者手帳または療育手帳

運転免許取得費の助成

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

障がいの程度が4級以上の身体障がいの方で、通勤や就職などのために運転免許を取得する場合に助成します。事前に申請が必要です。

自動車改造費の助成

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

重度の肢体不自由の方が通勤・通学のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費を助成します。事前に申請が必要で、所得制限があります。

駐車禁止除外指定車

札幌北警察署 交通課
011-727-0110

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所有する歩行困難な方が使用中の車両は、公安委員会から駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車の標章の交付を受けることが出来ます。

■自立支援給付制度について

自立支援給付制度を受けるには

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

①相談・申請

サービスを利用したいときは、本人や家族などが市の担当と相談の上、支給申請し、本人等から聞き取り調査を行います。

②支給決定

市では、主治医意見書、審査会の障害程度支援及び対象者の障がいの種類や程度などを勘案して支給の要否、支給量を決定します。

(訓練等給付及び児童は、主治医意見書、審査会が不要)

③受給者証の交付、サービスの利用

サービス利用者は、支給決定を受けた後、交付された受給者証をサービス提供事業者に提示し契約した上で、サービスの提供を受けます。

④利用者負担と支払

市町村民税課税世帯は原則 1 割負担（非課税世帯は自己負担なし）です。また、世帯の前年の所得にかかる市民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。サービス利用者は、利用者負担額等をサービス提供事業者を支払います。

障がい福祉サービス

障がい福祉課 72-3194
(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

介護給付	居宅介護（ホームワ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立支援 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
相談支援	基本相談支援	障がいのある人、保護者、介護者等から相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行います。
		地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援などを行います。
	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案を作成し、支給決定後、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、計画の作成を行います。	
障がい児通所支援	児童発達支援	通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です	
	放課後等サービス (就学児)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	

地域生活支援	障がい福祉課 72-3194
	(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

移動支援	障がい者(児)で、外出時に付き添いのサービスを必要とされる方にヘルパーを派遣します。対象は、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出になります。 ※原則として「通年かつ長期にわたる外出」は対象外です。
日中一時支援	在宅の障がい者(児)を介護している方が疾病その他の理由により、一時的にお世話できなくなった場合に、その期間福祉施設等でお世話します。(日帰りのみ)
訪問入浴サービス	寝たきりの重度身体障がい者(児)で、自宅での入浴が困難な方に移動入浴車が自宅まで出向いて入浴のお世話をします。

■相談について

指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介など、専門の相談員がサポートします。（相談無料）

事業所	住所	電話
石狩市相談支援センターぷろっぴ	石狩市花川6条1丁目41番地1 りんくる1F	72-6137
障がい者指定相談支援事業所 相談室ヨルド	石狩市花川南4条5丁目21番地	74-9399
石狩市子ども発達支援センター 相談室ゆう ※対象は児童のみ	石狩市花川6条1丁目41番地1 りんくる2F	72-7015
相談室りんく	石狩市花川南1条1丁目16番地	77-5723
ケアプランセンター グルーヴ	石狩市花川南3条3丁目22番地 松友ビル1F	67-1086
相談室ばんなぐろ ※対象は児童のみ	石狩市花畔360番地26	76-6511

障がい者就業・生活支援センター

障がいのある方に就労面を中心に社会生活上の相談・助言を行います。

事業所	住所	電話
石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	石狩市花川南1条4丁目225 かかビル3F	76-6767

■その他の制度について

石狩市徘徊・見守り SOSネットワーク

障がい福祉課 72-3194 地域包括ケア課 77-7535

(厚田) 78-1033 (浜益) 79-2112

認知症や障がいによって記憶力や判断力が低下すると、道が分からなくなり家に帰れなくなることがあります。そのような方を、地域ぐるみですみやかに発見・保護し、その後の生活を支えていくネットワークシステムです。

・高齢者や障がい者がいなくなったことに気づいたらすぐ警察に電話を。

札幌方面北警察署

電話 011-727-0110

ミライロID

障がい福祉課 72-3194

障害者手帳をお持ちの方を対象として開発されたスマートフォンアプリです。アプリに障害者手帳の情報等を登録すると、アプリの手帳画面が手帳の代替となり、割引や減免等を受ける際の証明として利用できます。

詳細は「ミライロID」の運営会社である、株式会社ミライロのホームページでご確認ください。

・「ミライロID」 ホームページ：<https://mirairo-id.jp/>

高齢者や障がい者の方の金銭管理等についてのご相談をお受けし、必要に応じて以下の事業・制度をご紹介します。

●日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理が一人では難しい場合に「生活支援員」が訪問して日常生活の心配事、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや日常生活費の管理のお手伝いをします。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。本人に代わり、財産管理や福祉サービス・施設等の契約をしたり、本人に不利益な契約を取り消すことができます。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉課 72-3194 地域包括ケア課 77-7535

認知症や障がいなどで判断能力が不十分になった際に、契約行為、財産管理等の支援を受けるために家庭裁判所に「法定後見人」等開始の審判の申立手続きを市が行ったり、第三者への報酬費用が支払えない場合に報酬を助成する事業です。

介護マーク

障がい福祉課 72-3194 地域包括ケア課 77-7535

認知症の方や障がいのある方などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいいため、介護中の公共トイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることがないように、また、地域における日常的な支え合いづくりを推進するため介護マークを普及・配布します。



※このマークをつけている方は付き添い介護中です。外出先で見かけたら、温かく見守ってください。

ヘルプマーク

北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 011-231-4111

障がい福祉課 72-3194

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。

ヘルプマークを持つ方が日常生活や災害時において、様々な援助を得やすくなるようこのマークの普及・配布に取り組んでいます。

